

平成25年第1回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年3月6日(水曜日)午前10時開議

- | | | | |
|--------|---------|----------------------------------|--------|
| 日程第 1 | 議案第 15号 | 那珂川町イノシシ肉加工施設条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 16号 | 那珂川町青少年旅行村条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 17号 | 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 18号 | 那珂川町定住センター条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 19号 | 那珂川町ふるさとの森林公園条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 20号 | 那珂川町下水道条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 21号 | 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 22号 | 那珂川町営住宅条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 23号 | 那珂川町水道事業給水条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 24号 | 那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 25号 | 那珂川町児童館条例の廃止について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 26号 | 平成24年度那珂川町一般会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 27号 | 平成24年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 28号 | 平成24年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 15 | 議案第 29号 | 平成24年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 16 | 議案第 30号 | 平成24年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 17 | 議案第 31号 | 平成24年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |

- 日程第 18 議案第 32 号 平成 24 年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 19 議案第 33 号 平成 25 年度那珂川町一般会計予算の議決について(町長提出)
- 日程第 20 議案第 34 号 平成 25 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 21 議案第 35 号 平成 25 年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 22 議案第 36 号 平成 25 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 23 議案第 37 号 平成 25 年那珂川町介護保険特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 24 議案第 38 号 平成 25 年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 25 議案第 39 号 平成 25 年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 26 議案第 40 号 平成 25 年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 27 議案第 41 号 平成 25 年度那珂川町水道事業会計予算の議決について
(町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1 番	佐藤 信親 君	2 番	益子 輝夫 君
3 番	塚田 秀知 君	4 番	鈴木 雅仁 君
5 番	益子 明美 君	6 番	大金 市美 君
7 番	岩村 文郎 君	8 番	小林 盛 君
9 番	福島 泰夫 君	10 番	川上 要一 君
11 番	阿久津 武之 君	12 番	橋本 操 君

13番 石田 彬 良 君

14番 小川 洋 一 君

15番 鈴木 和 江 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大金 伊 一 君	副 町 長	佐藤 良 美 君
教 育 長	小川 成 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴木 吉 美 君
総 務 課 長	益子 実 君	企画財政課長	藤田 悦 男 君
税 務 課 長	小室 金代志 君	住民生活課長	手塚 孝 則 君
健康福祉課長	郡 司 正 幸 君	建 設 課 長	山 本 勇 君
農林振興課長	星 康 美 君	商工観光課長	塚 原 富 太 君
総合窓口課長	秋 元 誠 一 君	上下水道課長	秋 元 彦 丈 君
環境総合推進 室 長	佐藤 美 彦 君	学校教育課長	川 和 なみ子 君
生涯学習課長	小川 一 好 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 祝 邦 之 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	増 子 定 徳	書 記	板 橋 了 寿
書 記	岩 村 照 恵	書 記	藤 田 善 久

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（鈴木和江君） ただいまの出席議員は14名であります。遅刻届が11番、阿久津武之君から出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（鈴木和江君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ごらん願います。

議案第15号～議案第18号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第1、議案第15号 那珂川町イノシシ肉加工施設条例の制定について、日程第2、議案第16号 那珂川町青少年旅行村条例の一部改正について、日程第3、議案第17号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯条例の制定について、日程第4、議案第18号 那珂川町定住センター条例の制定についての4議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第15号 那珂川町イノシシ肉加工施設条例の制定について、議案第16号 那珂川町青少年旅行村条例の一部改正について、議案第17号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯条例の制定について、議案第18号 那珂川町定住センター条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

指定管理の手続の共通化を図るため、昨年12月、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指

定の手続等に関する条例が制定されましたが、今後予定される那珂川町の公の施設について、指定管理者制度への移行を実施するため、それぞれの施設の条例について指定管理者に関する項目の追加の改正が必要となります。

内容の詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） では、私のほうから議案第15号 那珂川町イノシシ肉加工施設条例の制定についての補足説明を申し上げます。

本条例の制定は、那珂川町イノシシ肉加工施設の管理に指定管理者を導入し管理運営を行うべく、必要となる所要の規定を追加するとともに、条項の大半を改正することから、条例の全部を改正するものであります。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

主な改正点は、第3条に町長が指定する法人、その他の団体に施設の管理を行わせることができることを定め、第4条では、指定管理者が行う業務を定めたものであります。第5条では、管理及び運営を定めたものであります。

附則は施行日を定めたものであります。

以上、補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

商工観光課長（塚原富太君） それでは、議案第16号 那珂川町青少年旅行村条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、青少年旅行村の管理に指定管理者制度を導入し管理運営を行うべく、必要となる所要の規定を追加するものであります。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

主な改正点は、第3条中、震災で使用できなくなったテニスコートや老朽化したフィールドアスレチック施設を廃止したため、その項目を削除するもので、別表の使用料についても、それらの項目を削除したものです。

また、第4条に、町長が指定する法人、その他の団体に施設の管理を行わせることができることを定め、第5条では、指定管理者が行う業務を定めたものであります。

第8条には、第2項として利用の許可の取消し、又は利用の中止の項目を追加いたしました。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の制定は、ゆりがねの湯と定住センターの管理に指定管理者制度を導入し、一体的に管理運営を行うべく、必要となる所要の規定を追加するとともに、不要となる条項を削除するなど、条項の大半を改正することから、条例の全部を改正するものであります。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

主な改正点は、第3条に、町長が指定する法人、その他の団体に施設の管理を行わせることができることと定め、第4条では、指定管理者が行う業務を定めたものであります。

第6条には、第2項として利用の許可の取消し、又は利用の中止の項目を追加いたしました。

第7条、利用料は別表に定め、従前の回数券の割引等は規則で定めることにしました。

また、従前の管理の委託の条項を削除するものであります。

附則は施行日を定めたものであります。

続きまして、議案第18号 那珂川町定住センター条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の制定は、定住センターとゆりがねの湯の管理を指定管理者制度を導入し、一体的に管理を行うべく、必要となる所要の規定を追加するとともに、不要となる条項を削除することなど、条項の大半を改正することから、条例の全部を改正するものであります。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

主な改正点は、第3条に、町長が指定する法人、その他の団体に施設の管理を行わせることができることを定め、第4条では、指定管理者が行う業務を定めたものであります。

第5条は利用者を定めたもので、従前の第3条及び第4条をまとめたものであります。

第6条には、第2項として利用の許可の取消し、又は利用の中止の項目を追加いたしました。

第7条から第12条は従前の定住センターの施設利用料を厨房等の利用として残したもので、指定管理となれば、第3条第2項にありますように適用除外となります。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、阿久津武之君。

11番（阿久津武之君） 今回、指定管理者の移行のための条例制定ということで、それは十分わかっておりますが、特にイノシシ肉加工に関しても、加工に今まで携わっていた人がいるわけですね。また、定住センターにおかれましては、地域の村づくり協議会というか、そのほうが携わって今までやっていたんですが、そういう人との話し合いとか、そういうのが十分に行われているんだか何だか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 今のご質問にお答えします。

現在、イノシシ肉加工施設では2人の臨時の職員の方をお願いしております。この指定管理者の件につきましては、その方がイノシシの解体とかいろいろ技術的にもすぐれていて、免許を持っている方でございます。そういう中で指定管理者を進めるにおいても、本人、その方はぜひ引き続きやりたいという旨のお話は聞いております。

町としましても、せっかく軌道に乗ってきたところですから、その辺のところを指定管理者と協議をして進めてまいりたいと考えております。

議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

商工観光課長（塚原富太君） 定住センターの運営につきましては、村づくりゆりがね有限会社に委託しているわけですが、過去に3度ほど代表者の方と指定管理に移行する趣旨、また今後の運営等について詳しくお話を申し上げまして、その旨、納得はいただいていることと思います。

以上です。

議長（鈴木和江君） 11番、阿久津武之君。

11番（阿久津武之君） 十分にわかりました。十分な話し合いができたという中で、今後指定管理者に移行する場合、やはり今まで携わった人も十分な配慮をしてもらいたいというように考えております。

以上、終わります。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 総体的なこと伺いたいのですが、阿久津議員との関連もあるんですが、なぜ指定管理者にするのか。その、やっぱり具体的に示していただきたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 私のほうから、イノシシ肉加工施設なんですが、加工施設においては、やはり平成21年から町が管理運営を行ってきておりました。ただ、その中で、行政が行う上で、やはりイノシシ肉の単価と脂がのっている赤身も同じ単価、条例とかでも定めておりますので、そういうのとか、あと、管理運営をというのは、どうしても行政が携わっているということ、柔軟的な対応ができないということで、行革のほうでも施設については指定管理者が望ましいということでありまして、そのメリットとしましては、民間に委託、民間活力は十分に発揮できて、経費の節減にもつながるし、サービス向上にもつながるといふことだと思っております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） イノシシ肉だけじゃなくて全般的に言っていることで、私は商工観光課に尋ねたいんですが、ゆりがねの指定管理者制度、その他のあれも、16から青少年旅行村とかそういうことがあります、どうしてそれを指定管理にしなければならないか、理由を説明していただきたい。

議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

商工観光課長（塚原富太君） 農林振興課長が申し上げた内容と同じような内容になりますが、当然指定管理者制度につきましては、平成15年に自治法が改正されまして、民間のそういった専門性とか特殊性を利用し、また住民サービスの向上、経費節減、そういった点が主なメリットでございまして、そういった点のある程度向上させるために、この指定管理者制度に移行するものでございます。

ゆりがねの湯の利用者につきましては年間7万人程度になっておりますが、やはりそういった食堂と一体的に利用、活用することによって、集客というのも見込める可能性があるので、そちらに移行したいということで考えているわけでございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 説明を受けたんですが、民間委託すれば必ずしも能率が上がるとか、

また指定管理にすれば、民間が入ってくるわけですから、行革の一環であるというようなことが言われていますが、経費の削減とか、それと、活性化にもつながるということを説明されましたけれども、本当にそうなる見通しがあってやるのか。それともそうしたほうが経費削減になるからやるのか。その辺が非常に納得いかないんですが、なぜ今の段階で、やっぱりそれが努力できないのかと。売り上げとかそういうことが伸びない原因が指定管理者制度になれば変わるのかどうか。その辺も十二分に考えた上でやっているのか、過去の実績を踏まえてやっているのか。その辺を説明していただきたいというふうに思います。

それと、阿久津議員とダブる部分もあるんですが、ゆりがねとかその他のあれで、現場で働いている人たちをそのまま雇用するのか、それとも新たに、先ほどはできるだけそういう方向というような話だったんですけれども、やっぱり生活がかかっている人もいるんで、その辺を十二分に考慮して移管するときはするべきじゃないかなと思うんですけれども、お答えをお願いしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 副町長。

副町長（佐藤良美君） 指定管理者制度については、先ほど各課長がご説明したように、民間の活力を活用するということをございまして、当然今回の指定管理につきましても、公募をしまして提案をいただきます。その提案で効率のいい管理の仕方、あるいは今後の誘客等を見込めるような提案をいただきながら指定管理をするということをございしますので、当然効率のよい制度として活用していきたいと思っております。

議長（鈴木和江君） ほかにありませんか。

小川洋一君。

14番（小川洋一君） 1点だけお尋ねいたします。

那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯条例の新旧対照表、この中で、使用料ですか。この指定管理者になると回数券の割り増しというのはなくなるわけですよね。大体温泉に来る人は大体同じような人が毎回来ているわけですが、この中で割り増し券というのは、やっぱり特典だと思うんですよね、そういう人たちにとっては。これがなくなるということは、どうということなのかなと思っております。その1点だけお願いします。

議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

商工観光課長（塚原富太君） 当然料金については、現行どおりの料金で運営するわけですが、やはり民間活力を使った場合には、今までにないサービスとか、利用者に便利な、そういった利用方法とか、いろいろサービスは提供できますので、その点、そういった

ことが期待できるかと思えます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 小川洋一君。

14番（小川洋一君） そのサービスの向上ということなんですけれども、指定管理者がサービス、どういうことをやるか。そういうことまでまず指定管理者制度に移行するときには町のほうではかかわっていくのでしょうか。やっぱりこれは、この回数券、1回割り増しというのも、これもすごくいいことだと思うんです。いいことを減らすということは、ちょっとまずいんじゃないかなと私は思います。

議長（鈴木和江君） 副町長。

副町長（佐藤良美君） ただいまの質問でござますけれども、回数券につきましては、規則によりまして、現行と同じ範囲ということで定めるということで、逆に今回の指定管理の提案の中で、回数券のその限度内でさらに向上ができる提案ができるような体制をつくるということ、さらに、ここの別表のほうで、今回は使用料の上限額という形で提示されているかと思えますが、これらについても指定管理者が創意工夫によりまして、さらに安い金額で運営ができるというご提案もできるということで、限度額という形で規定をさせていただいたというところがございます。

14番（小川洋一君） わかりました。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第15号 那珂川町イノシシ肉加工施設条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 那珂川町青少年旅行村条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 那珂川町定住センター条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第5、議案第19号 那珂川町ふるさとの森公園条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第19号 那珂川町ふるさとの森公園条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災したふるさとの森公園内の八角三重の塔につきましては、検討の結果、昨年9月定例会で予算措置し、本年の1月末でその取り壊しを完了いたしました。このことから条例第3条中、八角三重の塔を削除するものであ

ります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号 那珂川町ふるさとの森公園条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第6、議案第20号 那珂川町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第20号 那珂川町下水道条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域主権改革一括法により下水道法が改正され、公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理に関する基準について、地方公共団体の条例で定めることとされたこと

から、所要の措置を講じたものであります。

内容の詳細については、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 上下水道課長。

上下水道課長（秋元彦丈君） 補足説明いたします。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

初めに、目次の改正は、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理基準等について第6章に盛り込んだことから、目次の改正を行ったものであります。

第1条は、条例の趣旨に公共下水道の管理、使用及び施設の構造並びに維持管理の基準等を定める旨、追加したものであります。

第2条は、この条例における定義について、排水施設、処理施設を追加したものであります。

31条は、排水施設及び処理施設の構造の基準を定めたもの。32条は、排水施設の構造の基準を詳細に定めたもの。33条は、処理施設の構造の基準を定めたもの。34条は、第31条から第33条までの規定の適用除外を定めたもの。第35条は終末処理場の維持管理に関する基準について定めたものであります。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号 那珂川町下水道条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第7、議案第21号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第21号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、道路法施行令の一部が改正され、道路占用料の額が改正されたことに伴い、那珂川町道路占用料徴収条例を改正するものであります。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

今回の主な改正点は、全国的な地価水準の変動で地方部における下落により、占用物件の占用料が激減となったものであります。

なお、附則は施行日を定めるものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

石田彬良君。

13番（石田彬良君） 1点だけお伺いしたいんですが、今回のこの該当する町内における電柱の本数はどのくらいあるか、わかたらお伺いしたいんですが。

議長（鈴木和江君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） 今回の占用料に該当する電柱につきましては、N T T柱と東電柱がございます。東電柱につきましては1,039本、それと電話柱につきましては440本。

以上です。

13番（石田彬良君） 了解しました。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第8、議案第22号 那珂川町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第22号 那珂川町営住宅条例の一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地域主権改革一括法により公営住宅法の一部が改正され、公営住宅の入居収入基準等を条例で定めることとされたこと、また、福島復興再生特別措置法が制定されたことに伴い、那珂川町営住宅条例を一部改正するものであります。

内容の詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜り

ますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） それでは、補足説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

主な改正点について説明をいたします。

第5条の入居資格につきまして、第2号に、町内に住所又は勤務場所を有することについての規定を加えました。これは、県条例や他の市町に倣い、町規則から条例へ格上げして改めて規定するものであります。

また、今回の国の法律改正により町営住宅の入居収入基準額を定めるに際しまして、那珂川町といたしましても、栃木県の条例を参考に金額を定めたものであります。

なお、第5条各号の入居収入基準額につきましては、現行どおりの金額となっており、実質的には変更がございません。

また、第6条の入居資格の特例につきましては、福島復興再生特別措置法の制定に伴い、第1号に、また、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条を加え、避難者に対する入居資格の特例等に関する規定を加えたものであります。そのほか、栃木県の条例改正に倣って一部の文言を改めたものであります。

なお、附則は施行日を定めたものであります。

また、第6条第1号の改正規定は、平成25年1月1日から適用することとしております。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号 那珂川町営住宅条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第9、議案第23号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第23号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域主権改革一括法により水道法が改正され、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事の基準並びに布設工事監督及び水道技術管理者の資格基準について、地方公共団体の条例で定めることとされたことから、所要の措置を講ずるものであります。

内容の詳細については、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木和江君） 上下水道課長。

上下水道課長（秋元彦丈君） では、補足説明いたします。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

初めに、目次の改正は、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を第6条に盛り込んだことから、目次の改正を行ったものであります。

第1条は、条例の趣旨に布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める旨を追加したものであります。

第46条は、布設工事監督者を配置する工事について定めたもの。

2ページをごらんください。

第47条は、布設工事監督者の資格について定めたもの。

4ページをごらんください。

第48条は、水道技術者の資格を定めたものであります。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第10、議案第24号 那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第24号 那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

非常勤の職員の公務災害補償について、これまで那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例において対応してきたところではありますが、平成24年4月の栃木県市町村総合事務組合同規約が変更され、栃木県市町村総合事務組合の共同処理により対応することとなりました。このことにより、町の条例を廃止するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号 那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第11、議案第25号 那珂川町児童館条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第25号 那珂川町児童館条例の廃止につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

児童館につきましては、児童の健全育成を目的に、昭和54年に旧小川町の運動公園の一部に設置され、平成22年に現在の場所に移転しました。同年、より一層充実した子育て支援事業を実施するための拠点として子育て支援センターを開設し、平成23年9月には、近くに小川図書館が移転したこともあり、利用者数の減少が著しく、児童館の当初の目的を達成したものと考え、運営委員会に諮った上で町児童館条例の廃止を行うものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 今、町長から説明があったんですが、利用者が少なくなったというわけですが、当初の目的は達成したということなんですが、まだ利用している方もいると思うんですが、その辺の了解というか、話は聞いているのか。また、それにかわる子育て支援センターということですが、それで十分子供の対応ができるかどうかを伺いたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 今回の廃止につきましては、町長からご説明いたしましたように、運営委員会、2回ほど開催してございます。第1回は今年の5月でございまして、開催いたしまして、どういうふうにすべきかということで委員さんからご意見を伺いました。利用者の現状と事情をご説明いたしまして、ある委員さんからは、行政としてある程度十分な役割、全てを行政に任せるといった方がいいのかというような意見等もございまして、行財政改革も町といたしまして推進している中で、利用者等の経緯を見ながら最終的な決断は後にしようということで、12月に2回目の運営委員会を開催したわけでございます。

児童館の職員、いろいろ努力はしてはしておりますが、やはり利用者数、お子さん方のそれぞれの放課後の暮らしといたしますか、生活の仕方、過ごし方とか、そういった変化等がございますので、利用者数は現状維持、あるいは減少というような傾向でございました。

放課後児童クラブが同児童館の施設を利用いたしまして、23年から小川地区は開設をしています。先ほどの子育て支援センターにつきましても、22年から開設されまして、図書館につきましては、やはり23年9月から開設をされました。図書館等につきましては、利用者が

かなりふえているという状況がございますし、そういったことを考え合わせて、事業等につきましては、人を集める主催事業等につきましては大分類似した事業等がございますので、利用される方によりましては、それぞれの行事に重複して参加するというようなこともあります。委員会等の意見が出ていましたように、これから子育て支援センターと図書館とで連携を図りながら、今まで児童館で開催していた事業等につきましては、内容を充実させるような形で対応してまいりたい。

それから、放課後児童クラブにつきましては、現在の場所で従来どおり、土曜日等の開所等も含めまして考える中で対応してまいるといふことで考えておりますので、ひとつよろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） いろいろとただいま説明をいただいたんですが、委員の説明というのは聞いたんですが、やっぱり利用している人たちの声は聞いたのかどうか、その辺を伺いたい。その後の対策についてはおおむね了解するんですが、やっぱり数は少なくなっても利用している人がいるわけですから、子供たちが。その人たちに対しての説明をやったのかどうか伺いたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 説明という形になるかどうかはわかりませんが、児童館まつり、例年開催しておりますが、その席上で、館長挨拶の中で、こういう方向でいくという説明はしたつもりでございます。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） やっぱり利用している人がいる、数は少なくても、その人たちが納得いく説明をした上で廃館というならわかるんですけども、子供たちが通って楽しみにしている、そこを居場所にしていくということでは、幾ら人数が減ったといえども重要な施設だと思えます。やっぱり子育てというのは非常にいろんな条件が今整って、シングルマザーもかなりふえているということも、担当者からも聞いています。そういう点で、やっぱり子供は安心・安全というんですか、学校とかそういう施設であると思えますよね。そういうのがやっぱり一つでも欠けるといふと、行く場所がなくなる、そのような、今度はこういうところかわってやるというようなことを徹底しておかないと、本当に浮いてしまうと思えますよ。だから、そういう点では、なくすに当たっては十二分に利用者の子供さんや保護者の方に説明をして納得してもらおうということをやらないと、人数が減ったからということ

じゃなくて、そういう減ったりしても利用している人がいるという限りは、そういう人たちの声を聞いた上できちんと丁寧な説明が必要だというふうに思います。それを要望して終わります。

議長（鈴木和江君） 川上要一君。

10番（川上要一君） この件について、町長から提案理由がされて、私は旧町からこの児童館運営委員として、ちょっと長くいたんですが、やはりこの児童館、旧小川町において、昭和54年ですか、開館して以来、多くの地域の子供たちの健全な遊びの拠点として、本当に延べ三十数万人ですか、本当にお世話になってきました。児童館の予算もこのような状態ですから、本当に削減された厳しい予算の中で、それはそれは多くの事業を行って、運営委員会が開かれるたびに委員の方から、いや、こんなにすごい事業をやっているのかというふうにみんな感謝しておりました。そのようなことで、合併して数年になるんですが、少子化が急激に進んだということで、利用者数も相当減ってはきているんですが、そこに集まるお母さん方も旧馬頭町からも多く集まりまして、子育てのいろんな悩みの解決する情報の拠点としてもありました。若干年を追うごとに人数は少なくはなっているんですが、この間、教育民生常任委員会の調査にもよりますと、やはり利用者数が少なくなったとはいえ、置くべきじゃないかというようなこともありました。合併して同じような事業をする施設は統合するというような町の前提の方針であります。本当に児童館を持った町、市は、全国に4,700ぐらいあるんですが、保育所に次ぐ拠点として、全国のあれでは、児童館は活躍しているんですね。本当に残念であります。今まで多くの館長さんや……

議長（鈴木和江君） 話し中、申しわけありませんけれども、疑問点やわからない点のみを簡潔に質疑するようにお願い申し上げます。

10番（川上要一君） 現在、経済のこういう状況がありまして、夫婦共稼ぎがありますね。お母さん、お父さん、やっぱり日曜日働きに出なくてはならないということなんで、児童館は日曜日もやっていました。子育て支援センターもそのような対応がされるのか、図書館もあります。そんな事業の中でどのようにやっていくのか、ちょっとその点、お聞きしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 実は、子育て、新しい支援システムが国会で議決されまして、本25年度につきましては、本町でも国の地方版といいますか、子育て支援会議を設置する予定であります。さらに、子育ての最中にある方々からアンケート調査、行政としてどうい

子育て支援が必要かと、そういったアンケート調査を実施した上で、子育て支援会議にかけまして、町の子育て支援の5カ年間の計画でございますが、立てるような新しい動きになってございます。

そういう動きもございまして、そうした中で、今、子育てにある親御さんたちがどんな支援を行政に望んでいるか等の把握を十分にした上で、今後の対応を考えてまいりたいと思っていますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 私は、執行部の言っていることもわかるんですけども、今、川上議員からも出ましたように、利用している人たちが共稼ぎだったり、あるいはシングルマザーだったりするわけですね。そして今、何よりも、町長も幾度も口にしましたが、安心・安全、それは大人だけじゃなくて、子供にとって、未来の那珂川町にとっても大事なことだと思います。そういう点で、やっぱり幾ら利用者が少なくなったとはいえ、子供や保護者がそういう交流の場をなくすというのは問題だと思います。まして、なくして次どうするんだということが、まだ対策として実行されていないという現状があるわけです。そういう点では非常に今、いじめやいろんな問題が深刻な状況になってきている中で、やっぱり子供にとっての、また保護者にとっての児童館がなくなるということは、そういう危険性をはらんでいる中で、経費節減とかそういうことで廃止するというのは、私は問題があると思いますので、廃館には反対します。

議長（鈴木和江君） 続いて、本案に対する賛成討論がありましたら。

益子明美さん。

5番（益子明美君） 児童館の廃止については、教育民生常任委員会でもたびたび調査をし、担当課長を呼んでお話を聞いてきました。児童館の役割というのは、本当に子育て支援の面でも、子供の健全な居場所の面でも活躍をしてきたということがありますが、現在の子育ての新しいあり方として、学童保育、親御さんたちが共働きで働いている方の子供の居場所としては、学童保育、そして図書館の事業、それからさまざまな子育て支援システムの中で担

保されているというふうに聞きました。

1点だけ、児童館に来ている子供で学童保育に行っていない子供たちの居場所として、そういったことがきちんと担保されるのかということをご心配して聞きましたら、そのこともきちんと対応されているというような内容の答弁をいただいております。事業として素晴らしいものをしてきた実績はありますが、それがさらに発展した形で、子育て支援事業として引き継がれていく新しい事業があるということをご期待しながら、児童館という役割は本当に大切でしたが、やむを得ない廃止として賛成したいと思います。

議長（鈴木和江君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号 那珂川町児童館条例の廃止については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木和江君） 起立多数と認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号～議案第32号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第12、議案第26号 平成24年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第13、議案第27号 平成24年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第14、議案第28号 平成24年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、日程第15、議案第29号 平成24年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第16、議案第30号 平成24年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第17、議案第31号 平成24年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第18、議案第32号 平成24年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について、以上7議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第26号から議案第32号、平成24年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、国の緊急経済対策に伴う補正予算関連事業であります農業基盤整備促進事業や学校施設環境改善交付金事業等を計上するほか、年度末を迎え各種事務事業費が確定し、国・県支出金が決定したこと、地方交付税やその他の歳入についても決定あるいは見込みがつかまりましたので、最終的な調整を行い、補正予算を編成いたしました。

本年度予算化した事業はおおむね完了する予定であります。今回補正する事業のほか、一部年度内に完了の見込みとならない事業がありますので、繰越明許費として平成25年度に繰り越すこととしました。

農業基盤整備促進事業費は、吉田地内及び後沢地内用排水路整備事業で国の経済対策により前倒しで予算化するもの、町道改良舗装事業は、町道一渡戸大鳥線で水道管布設替え及び電柱移転等に一部完了が見込めないもの、地方道路交付金事業費は、町道76号線で国の経済対策費により追加前倒しで予算化することに加え、補償処理の一部に完了が見込めないもの、馬頭小学校施設整備費は、体育館耐震補強・大規模改修工事及び小川小学校施設整備費は校舎大規模改修工事、いずれも国の経済対策により前倒しで予算化したもの、以上5件であります。

次に、歳入の主なものを申し上げますと、地方交付税は普通交付税及び災害復興特別交付税の確定によるもので、4億5,710万7,000円を増額、国庫支出金は、子ども手当支給事業費は精算のため減額となったものの、地方道路交付金事業費や学校施設環境改善交付金などの追加交付により7,608万9,000円を増額。県支出金は、生活バス路線運行費や元気な森づくり市町村交付金などの確定によるもの、農業基盤整備促進事業の追加認定によるものなど1,776万2,000円を増額するものです。

また、繰入金のうち基金繰入金は、当初予算等において予算措置しておりました財政調整基金、地域振興基金などを精査の上、2億7,164万5,000円を減額することとしました。繰越金は前年度繰越金で2億5,168万2,000円の増額であります。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は総務費で、職員退職手当特別負担金のほか、財政調整基金積立金、減債基金積立金、地域振興基金積立金など4億4,285万6,000円を計上

いたしました。

第2は教育費で、国の経済対策予算、学校施設環境改善交付金事業による小川小学校校舎大規模改修工事費など、1億8,860万6,000円を計上いたしました。

第3は民生費で、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金など、5,073万2,000円を計上いたしました。

また、農林水産業費は、農業基盤整備促進事業費や林業・木材産業構造改革事業費の補助形態の変更など、4,679万6,000円を計上いたしました。

消防費は、消防庁舎整備事業費負担金の減額や災害復旧支援金等の減額により、6,265万2,000円を減額計上いたしました。

そのほか、衛生費、商工費、土木費、災害復旧費などについても本年度予算化した事務事業を精査し、予算措置をいたしました。

その結果、補正額は7億円の増額となり、補正後の予算総額は87億1,800万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、事業の精査により保険給付費を増額するほか、事業費の確定により共同事業拠出金を減額するものであります。

これに要する財源は、国庫支出金、前期高齢者交付金は見込みにより減額し、療養給付費交付金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金などを充てることといたしました。

その結果、補正額は6,000万円の増額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は23億円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金などを減額するほか、平成23年度医療費の確定により一般会計繰出金などを予算措置するものであります。

これに要する財源は、後期高齢者医療保険料、繰越金等を充て、一般会計繰入金を減額することといたしました。その結果、補正額は450万円の増額となり、補正後の予算総額は1億9,850万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、保険給付費や認定者増加に伴う認定者調査費などを予算措置するものであります。これに要する財源は、国庫支出金、支基金交付金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金などを充てることといたしました。

その結果、補正額は2,300万円の増額となり、補正後の予算総額は15億9,300万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正は、事業費の精査により施設管理費を減額するものであります。それに要する財源は、繰越金を充て、負担金、使用料、国庫補助金を減額するものであります。

その結果、補正額は100万円の減額となり、補正後の予算総額は3億3,800万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。今回の補正は、事業の精査により一般管理費、配水管布設等工事費を減額するものであります。

これに要する財源は、繰越金、東電補償金を充て、水道事業収入を減額するものであります。

その結果、補正額は240万円の減額となり、補正後の予算総額は1億9,940万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。今回の補正は、事業費の確定によるもののほか特別損失など3,892万7,000円を減額計上するものであります。

以上、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計補正予算について、その対応を申し上げましたが、内容の詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。

再開は11時20分とします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

議長（鈴木和江君） 再開します。

引き続き説明をお願いいたします。

企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをごらんください。

第2表繰越明許費でございますが、国の経済対策に係るものが主なものでございまして、5款農林水産業費、1項農業費、農業基盤整備促進事業費でございますが、吉田地区及び後

沢地区用排水路整備事業費で5,900万円、7款土木費、2項道路橋りょう費、町道改良舗装事業費は町道一渡戸大鳥線改良事業費で6,010万円、地方道路交付金事業費は町道76号線改良事業費で4,150万円、9款教育費、2項小学校費、馬頭小学校施設整備費は、体育館耐震補強大規模改修工事費で6,821万円、小川小学校施設整備費は校舎大規模改修工事費で2億4,200万円を本年度内の支出が見込めないため、平成25年度に繰り越すものであります。

7ページをごらんください。

第3表地方債補正であります。1、追加につきましては、新たに地域交通確保事業を限度額を1,000万円とするもの。2、変更につきましては、事業がおおむね確定したことにより増額するもので、地域医療確保事業費は2,580万円を増額し、限度額を6,080万円とするもの。林道整備事業は事業内容が対象外となり、800万円を全額減額し、限度額をゼロ円とするもの。道路整備事業は2,830万円を増額し、限度額を1億5,830万円とするもの。小学校整備事業は1億3,000万円を増額し、限度額を2億5,000万円とするものです。

続きまして、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

12ページをごらんください。

9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金の補正額は、額の確定により2,596万7,000円を減額するものです。

10款地方交付税、1項1目地方交付税は4億5,710万7,000円の増で、今年度の普通交付税及び震災復興特別交付税の確定により増額をするものです。

12款分担金及び負担金、1項2目農林水産業費負担金の補正額は590万円の増で、農業基盤整備促進事業分担金は事業の追加によるものです。

2項1目民生費負担金の補正額は441万5,000円の増で、保育児童保護者負担金などの増によるものです。

13款使用料及び手数料、1項6目教育使用料の補正額は300万円の減で、美術館観覧料の使用料によるものです。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は1,708万7,000円の減で、保険基盤安定費、障害者自立支援事業費、保育児童措置費、子ども手当支給事業費の確定によるもの。

13ページに続きます。

2項1目民生費国庫補助金の補正額は268万円の増で、次世代育成支援対策交付金の確定によるもの、3目土木費国庫補助金の補正額は1,416万4,000円の増で、地方道路交付金事

業費の追加認定によるもの及び地域住宅交付金事業費、住宅建築物耐震改修等事業費の確定によるもの。4目教育費国庫補助金の補正額は6,733万2,000円の増で、学校施設環境改善交付金は追加認定によるものです。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は136万9,000円の増で、保険基盤安定費、障害者自立支援事業費、保育児童措置費、子ども手当支給事業費の確定によるもの。2項1目総務費県補助金の補正額は310万円の減で、生活バス路線運行費、里の“守”サポート事業費の確定によるもの。2目民生費県補助金の補正額は259万4,000円の増で、障害者自立支援事業費、保育児童措置費に係るもの。

14ページに入ります。

4目農林水産業費県補助金の補正額は1,998万8,000円の増で、農業基盤整備促進事業費や中山間地域グランドワーク活動等支援事業費の追加認定によるものや水田農業構造改革推進事業費や林業・木材産業構造改革事業費のほか、各種事業費の確定によるものです。

6目土木費県補助金の補正額は1万9,000円の減で、栃木県民間住宅耐震改修助成事業費、被災住宅再建等支援事業費の確定によるもの。9目災害復旧費県補助金の補正額は307万円の減で、林業用施設災害復旧事業費の確定によるものです。

16款財産収入、1項2目利子及び配当金の補正額は16万7,000円の減で、基金利子、株式会社むらおこしセンター配当金に係るものであります。

17款寄附金、1項1目一般寄附金の補正額は46万6,000円の増で、一般寄附金、災害寄附金に係るもの。2目民生費寄附金の補正額は80万8,000円の増で、福祉基金に係るもの。3目教育費寄附金の補正額は290万5,000円の増で、奨学基金、教育文化基金に係るものであります。

15ページに続きます。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は2億102万8,000円の減で、2目地域振興基金繰入金の補正額は1億円の減で、事業費の確定により一般財源の収入状況を勘案し、平成25年度以降の財源確保のため、当初予定した基金の繰り入れを減額するものであります。

4目奨学基金繰入金の補正額は118万8,000円の減で、貸付金の確定により減額するもの。6目東日本大震災復興推進基金繰入金の補正額は2,500万円の増で、事業確定による一般会計への繰入金であります。

3項1目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は557万1,000円の増で、事業の確定に

よる一般会計への返納金であります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は2億5,168万2,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、3項2目奨学金貸付金元利収入の補正額は256万5,000円の増で、貸付金元金収入見込み額の増によるものであります。

16ページに入ります。

5項4目雑入の補正額は398万円の増で、立木売却収入や東日本大震災復興宝くじ交付金のほか、各種雑入に係るものです。

21款町債、1項1目衛生債の補正額は2,580万円の増で、地域医療確保事業に係るもの。2目農林水産業債の補正額は800万円の減で、林道整備事業に係るものであります。3目土木債の補正額は2,830万円の増で、道路整備事業に係るもの。6目教育債の補正額は1億3,000万円の増で、小学校整備事業に係るものであります。7目総務債の補正額は1,000万円の増で、地域交通確保事業に係るものであります。

17ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は906万9,000円の増で、職員人件費は退職手当特別負担金に係るもの。4目財産管理費の補正額は74万4,000円の増で、町有財産管理費は谷川小学校部分林管理委員会交付金に係るもの。6目公共交通確保対策事業費の補正額は228万2,000円の増で、公共交通確保対策事業費は、生活バス路線運行維持費、デマンド交通運行事業費の確定によるものです。

2項2目まちづくり費の補正額は150万円の減で、まちづくり諸費は里の“守”サポート事業の確定によるもの。4目財政調整基金等費の補正額は4億3,603万円の増で、財政調整基金費及び減債基金費、地域振興基金費、東日本大震災復興推進基金費は、基金利子相当分のほか将来の財政運営を勘案し積み立てるものでございます。

5項2目農業委員会委員選挙費の補正額は376万9,000円の減で、町農業委員会委員選挙費は無投票による不用額を減額するものです。

18ページに入ります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は4,900万4,000円の増で、福祉基金費は基金利子及び寄附金相当分を積み立てるもの。国民健康保険特別会計繰出金は、財政安定化支援事業分の増によるもの。後期高齢者医療費は、医療給付費負担金、保険基盤安定費及び事務費繰入金等の確定によるもの。後期高齢者医療広域連合負担金は事務費の精算確定によ

るものです。

2目障害者福祉の補正額は290万円の増で、障害者自立支援特別対策事業費、障害者福祉サービス事業費、障害者地域生活支援事業費、障害者自立支援医療給付費、障害者福祉諸費は支出見込みを精査したもの。3目老人福祉費の補正額は991万4,000円の増で、高齢者生活福祉センター、生活支援員設置費は支出見込みを精査したもの。介護保険特別会計繰出金は介護保険給付費の増によるもの。老人福祉諸費は事業費を精査したほか、低所得者利用者対策事業費の過年度返納金でございます。

2項1目保育園費の補正額は35万円の増で、わかあゆ保育園費は来年度入園者の準備費用。2目児童措置費の補正額は943万6,000円の減で、子ども手当支給事業費及び子ども手当特別措置法支給事業費の確定によるもの。

19ページに続きます。

3目母子福祉費の補正額は200万円の減で、子ども医療費は支出見込みを精査したものです。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は150万円の減で、母子保健衛生事業費は妊産婦健診事業の見込みを精査したもの。3目健康増進費の補正額は154万9,000円の減で、健康増進事業費はがん検診業務委託料の確定によるものです。

2項1目ごみ処理費の補正額は570万円の減で、ごみ収集運搬業務費、災害廃棄物処理業務費は事業の確定によるものです。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は26万円の増で、農業振興諸費は各種補助事業を精査したほか、中山間地域グランドワーク活動等支援事業費が追加認定になったもの。5目農地費の補正額は5,950万円の増で、町単農村振興事業費は事業の見込みによるもの。農業基盤促進事業費は吉田地区及び後沢地区用排水路整備事業の追加認定によるものです。

20ページに入ります。

2項1目林業総務費の補正額は125万5,000円の減で、林業総務諸費は業務の確定によるもの。2目林業振興費の補正額は1,170万9,000円の減で、とちぎの元気な森づくり事業費は事業の確定によるもの。林業・木材産業構造改革事業費は補助事業の形態の変更によるものです。

6款商工費、1項2目商工業振興費の補正額は125万円の減で、中小企業振興資金事業費は貸付件数減によるもの。企業誘致推進費は事業費の確定によるものです。

3目観光費の補正額は58万円の増で、青少年旅行村管理費、ゆりがねの湯管理費、観光センター管理費、ふるさとの森公園管理費は、施設の維持管理等に係る経費を精査いたしました。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は70万8,000円の減で、住宅建築物耐震改修等事業費は、事業の確定によるものです。

21ページに続きます。

2項2目道路維持費の補正額は410万円の増で、町道維持補修費は今後の除雪作業等の経費を見込んだもの。3目道路新設改良費の補正額は3,000万円の増で、地方道路交付金事業費は町道76号線の追加認定によるもの。4目橋りょう費の補正額は10万円の増で、橋りょう維持諸費は橋りょうの電気料に係るものです。

3項1目砂防費の補正額は1,120万6,000円の増で、急傾斜地崩壊対策事業費は、松野・城間地区の県営事業に係る負担金に係るものです。

5項1目住宅管理費の補正額は70万円の減で、町営住宅等管理費は事務費を精査したものです。

8款消防費、1項1目常備消防費の補正額は2,096万5,000円の減で、常備消防費は、南那須地区広域行政事務組合の消防庁舎整備負担金を精査いたしましたものです。

22ページに入ります。

3目消防施設費の補正額は739万7,000円の減で、消防施設整備事業費は、ポンプ車、積載車購入費等の確定によるもの、5目災害対策費の補正額は3,420万円の減で、災害対策費は災害復旧等支援金等を精査したものです。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は71万6,000円の増で、外国語児童指導助手設置費は人事異動等により不用となったもの。奨学金運営費は貸付金の減によるもの。基金利子及び寄附金相当分を積み立てるもの。2項1目学校管理費の補正額は1,065万円の減で、小川南小学校費は屋内トイレの修繕に係るもの。学校管理諸費はスクールバス運転業務委託料の確定によるものです。

2目教育振興費の補正額は105万円の減で、教育振興諸費は就学等援助費等の精査によるもの。

23ページに続きます。

3目学校施設整備費の補正額は2億450万円の増で、馬頭小学校施設整備費は体育館耐震補強大規模改修事業費の確定によるもの。小川小学校施設整備費は学校施設環境改善交付金

事業の追加認定による校舎大規模改修工事に係るものでございます。

3項1目学校管理費の補正額は510万円の減で、学校管理諸費はスクールバス運転業務委託料等の確定によるもの。2目教育振興費の補正額は44万円の減で、教育振興諸費は教育振興費の諸費の精算によるもの。

5項1目社会教育総務費の補正額は163万円の増で、国際交流事業費はホースヘッズ村交流事業の中止によるもの。教育文化基金費は、基金利子及び寄附金相当分を積み立てるものです。

6項3目給食センター費の補正額は100万円の減で、管理運営費を精査したものです。

24ページに入ります。

10款災害復旧費、1項2目林業用施設災害復旧費の補正額は120万円の減で、林業用施設災害復旧事業費は事業費の確定によるものです。

11款公債費、1項1目元金の補正額は19万3,000円の増で、町債償還金は貸付利率見直しによるものです。

25ページ以降は今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明申し上げます。

補正予算書8ページ、事項別明細書により、歳入からご説明をいたします。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金の補正額は2,334万1,000円の減、2目高額医療費共同事業負担金の補正額は224万6,000円の増、3目特定健康診査等負担金の補正額は79万2,000円の増、2項1目財政調整交付金の補正額は600万円の増で、ともに医療費等の精算額見込みによるもの。

5款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金の補正額は92万4,000円の増で、退職者医療費の精算額見込みによるものと過年度精算額とを相殺したものの。

6款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金の補正額は1億300万円の減で、額の確定によるもの。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金の補正額は224万6,000円の増で、額の確定によるもの。

9 ページ、2 目特定健康診査等負担金の補正額は79万2,000円の増で、見込み申請額の増によるもの。

2 項 1 目財政調整交付金の補正額は2,300万円の増で、見込み申請額の増によるもの。

10 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は6,750万円の増で、保険基盤安定繰入金は確定により451万2,000円の減、出産一時金繰入金は20万円の増、財政安定化支援事業繰入金は7,181万2,000円の増額をお願いするものであります。

11 款繰越金、1 項 2 目その他繰越金の補正額は8,284万1,000円の増で、前年度繰越金であります。

続いて、10 ページ、歳出に入ります。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費の補正額は6,530万7,000円の増、2 目退職被保険者等療養給付費の補正額は1,000万円の減、2 項 1 目一般被保険者高額療養費の補正額は500万円の増で、ともに医療費の精算額見込みによるもの。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費拠出金の補正額は125万1,000円の増、4 目保険財政共同安定化事業拠出金の補正額は155万8,000円の減は、ともに精算見込み額を計上いたしました。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補正予算書 8 ページ、事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は64万1,000円の減、2 目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は327万8,000円の増で、ともに保険料の精査によるもの。

3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金の補正額は170万1,000円の減で、事務費の精算見込みによるもの。2 目保険基盤安定繰入金の補正額は390万7,000円の減で、保険料軽減額の確定によるもの。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は557万1,000円の増で、前年度繰越金。

5 款諸収入、3 項 3 目雑入の補正額は190万円の増で、健診事業費の増によるもの。

続いて、9 ページ、歳出に入ります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は126万9,000円の減で、保険基盤安定負担金の減等によるもの。

3 款後期高齢者健診事業費、1 項 1 目後期高齢者健診事業費の補正額は16万3,000円の増

で、受診者の増によるもの。

4 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金の補正額は 3 万 4,000 円の増で、還付額の増によるもの。2 項 1 目繰出金の補正額は 557 万 2,000 円の増で、前年度医療費精算に伴う一般会計への繰出金であります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書 8 ページをごらんください。

事項別明細書の歳入から説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は 406 万 9,000 円の増で、平成 23 年度精算交付分であります。

2 項 1 目調整交付金の補正額は 233 万 9,000 円の増、4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金は 252 万 3,000 円の増で、いずれも介護給付費の増によるものです。

1 項 2 目地域支援事業交付金の補正額は 44 万 4,000 円の増で、事業費の増によるものです。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は 98 万 9,000 円の増で、平成 23 年度精算交付分等の増によるものです。

6 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金の補正額は 4 万 3,000 円の増で、介護給付費準備基金の利子です。

9 ページをごらんください。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金の補正額は 1,027 万 1,000 円の増で、現年度分の増及び過年度町負担分精算交付金によるものです。

2 目地域支援事業繰入金の補正額は 10 万 5,000 円の減で、事業費の増によるものです。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は 221 万 7,000 円の増で、前年度繰越金です。

次に、10 ページに移ります。

歳出について説明いたします。

1 款総務費、3 項 2 目認定調査等費の補正額は 30 万円の増で、審査支払件数の増による手数料です。

2 款保険給付費、1 項 2 目地域密着型介護サービス給付費の補正額は 2,365 万 7,000 円の増で、給付費の増によるものです。

4目施設介護サービス給付費の補正額は350万円の減で、給付費の減によるものです。

6項1目特定入所者介護サービス費の補正額は250万円の増で、給付費増によるものです。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額は4万3,000円の増で、基金利息分です。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 上下水道課長。

上下水道課長（秋元彦丈君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の8ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金の補正額は100万円の減で、公共下水道事業受益者負担金の減によるもの。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料の補正額は357万4,000円の減で、使用水量の減によるものであります。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は357万4,000円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款下水道事業費、1項2目施設管理費の補正額は100万円の減で、施設管理費は下水道施設維持管理業務の確定によるものであります。

以上で下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の8ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

1款水道事業収入、1項1目水道使用料の補正額は561万5,000円の減で、使用水量の減によるものであります。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は51万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

5款諸収入、1項1目雑入の補正額は270万円の増で、水道水の放射能検査に係る東京電力補償金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は100万円の減で、一般管理費は消費税及び地方消費税の額の確定によるもの。

2款水道事業費、1項1目簡易水道管理費の補正額は140万円の減で、配水管布設等工事費は設計業務等の事業費の確定によるものであります。

以上で簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

3ページをごらんください。

別表、企業債補正であります。変更は1件で、建設改良事業は当初予定していた大内地内加圧ポンプ交換工事の事業計画の見直し及び国道293号馬頭バイパス改良工事に伴う送水管等の布設替工事において、工事費の一部が県からの補償金で補填される見込みとなったことから、これらを精査し、3,000万円を減額して限度額を4,000万円とするものであります。

次に、5ページをごらんください。

補正予算実施計画により収益的収入及び支出について、収入から申し上げます。

2款東部地区簡易水道事業収益、2項1目他会計補助金の補正額は7万5,000円の減で、企業債利息の減によるものであります。

支出に入ります。

1款上水道事業費用、1項1目原水及び浄水費の補正額は142万7,000円の減で、修繕料の精査による減でございます。

3項1目過年度損益修正損は142万7,000円の増で、水道使用料の不納欠損処分に要する費用を計上いたしました。

2款東部地区簡易水道事業費用、1項3目総係費の補正額は9万6,000円の減で、使用料の精査によるものです。

3項1目過年度損益修正損は2万1,000円の増で、水道事業と同様、水道使用料の不納欠損処分に要する費用であります。

続きまして、6ページに入ります。

資本的収入及び支出について、収入から申し上げます。

1款上水道事業収入、2項1目企業債は500万の減で、国道243号馬頭バイパス改良工事に伴う送配水管布設替工事に係る補償費相当額を減額するものであります。

なお、補償費については、平成25年度に入る見込みとなっております。

2款東部地区簡易水道事業収入、2項1目他会計補助金は7万5,000円の増で、企業債償還元金の増によるもの。3項1目企業債は2,500万円の減で、大内地内加圧ポンプ交換工事の事業計画の見直しによるものであります。

次に、支出であります。1款上水道事業支出、1項2目配水設備費の補正額は350万円の減で、配水設備費の精査によるもの。2項1目企業債償還金の補正額は7万3,000円の増

で、企業債償還元金の増によるものであります。

2 款東部地区簡易水道事業支出、1 項 1 目原水設備費の補正額は3,200万円の減で、事業の見直しによる事業費の減によるもの。2 目配水設備費の補正額は350万円の減で、配水設備費の精査によるものであります。

次に、前に戻りまして1ページをごらんください。

下から2行目の第3条であります。本条は資本的収入額が資本的支出額に不足する場合の補填財源について定めたものであります。今回の補正により、資本的収支の不足額が1億2,557万1,000円から1億1,656万9,000円と900万2,000円減となることから、補填財源のうち建設改良積立金分を900万2,000円を減額し、4,177万4,000円から3,277万2,000円とするものであります。

7ページは資金計画でありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で一般会計、5 特別会計及び水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

議長（鈴木和江君） ここで休憩いたします。

再開は13時とします。

休憩 午後 零時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（鈴木和江君） 再開します。

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名、ページ数をお示しください。

質疑はありませんか。

塚田秀知君。

3 番（塚田秀知君） 収入の部で15ページ、奨学金貸付金元金の収入がふえたというふうなことなんですけれども、それが1点。

それから、歳出の分で、一般管理費の共済費900万の増になっていますね。これが何人分なのか。

それから、同じく一番下、総務費、農業委員会の選挙費、これが今回減額補正になってい

ますけれども、選挙は6月だったと思うんですね。ちょっとおそいんじゃないかなと思うんですけれどもね。この辺の件。

それから、歳出で、やはり衛生費、がん検診、これが150万の減額になっていきますけれども、これは何人ぐらいなのか。

それから、その裏、21ページ、土木費410万の補正が組まれていますけれども、先ほどの話だと除雪費だというふうに聞いたんですけれども、大分陽気も暖かくなってきたんで、この辺どうなのかなというふうに思います。

以上です。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） それでは、歳入のほうで15ページですか、奨学金貸付金元利収入ということで、内容につきましては、23年度まで奨学生として対応していたものが終わります。24年から返還ということになります。高校生ですと大体10年、大学生だと20年ということで返済計画を立てます。しかし、今回大学生2名について一括返還がありましたので、その分ふえたようなことになっております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず、17ページの職員人件費の共済費であります。これは今年度退職する早期退職者、これが2名ございます。それに係る共済費の負担であります。

それから、農業委員会選挙費であります。年度間の減額、あるいは増額の調整は3月定例会において提出ということで、3月に提出させていただきました。

以上です。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） がん検診の件ですが、がんによる死亡が大変多いということで、大腸がんとか、乳がんとか、予算ではかなり受診対象者に対しまして高い比率で予算をとっておりましたが、実質的に受診をされた方が少なかったということで、今、件数等はちょっと細かいものを持っておりませんが、その分減額措置をとるような形ということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（鈴木和江君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） 予算書の21ページ、7款2項2目道路維持費の補正額の410万の増でございますけれども、これにつきましては、1月14日に降った雪がなかなか解けなかつ

たもんですから、そのときに塩カルを買ったり何かしたんですけれども、そういうのも含めて補正に入れているんですが、そのときに使用した塩カルの数量が約600袋使っております。

それとあと、委託料の350万円につきましては、例えば一渡戸大鳥線の道路に積もった雪、塩カルでは除雪できないので、グレーダーにより除雪をしたり、そういった町道の除雪費用で委託をお願いしてやった部分、その部分でまだ支払いができない部分があるので、それも含めて410万円の補正増ということでございます。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 衛生費で、先ほどいっぱい予算とりましたというようなことですが、これも、これ人数は何人分ぐらいの予算だったのか。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 細かい件数につきましては、後日提供したいと思います。

議長（鈴木和江君） ほかにありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 私は、まず一般会計の歳入の12ページの12款ですか、分担金及び負担金というところで、農業基盤整備促進事業の分担金というところで、事業追加という説明を先ほど受けたんですが、どんな事業を追加したのか、具体的に教えていただきたいというふうに思います。

それと、同じく一般会計なんですが、13ページの14款の国庫支出金なんですが、地方道路交付金事業費と、それでもうこれ追加分ということで説明されたんですけれども、どこにどういうふうに追加するのか、具体的な内容を教えていただきたいと。

あとは、同じ国庫支出金の中での4の教育国庫補助金があるんですが、学校設備環境改善交付金、これも追加認定というようなことで説明を受けたんですけれども、内容を具体的に説明をいただきたいというふうに思います。

それから、ずっといきまして、同じく歳入の16ページ、21款の町債なんですが、農林水産業債以外はプラスになっているんですが、そのマイナスになっている農林水産業債のほかの、含めてですね、何に使うのか、具体的な内容を教えていただきたいというふうに思います。

とりあえず歳入の部、それでお願いします。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） では、お答えします。

歳入の12ページ、12款1項2目農林水産業分担金590万についての内容とのことですので、ご説明いたします。

この事業は、農業基盤整備促進事業で経済対策事業でございます。2カ所工事をする予定で、1つは吉田地区の排水路の工事でございます。大きさが600掛ける600のU字溝330メートルの布設の工事です。もう一つが後沢地内の同じく排水路の工事で、幅が1,500掛ける900で830メートルの工事でございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） 予算書の13ページ、14款国庫支出金、2項3目の土木費国庫補助金でございますけれども、地方道路交付金事業、これにつきましては町道の76号線の道路改築の国庫補助金であります。これにつきましても経済対策分ということになっています。

以上です。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 同じく13ページで4目の教育費国庫補助金ということですが、小川小学校の校舎の大規模改修ということで、その補助でございます。同じく経済対策ということで、前倒しでやる事業でございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） それでは、総体で、全部につきまして私のほうからご説明を申し上げます。

まず、衛生債でございますが、これにつきまして、那須南病院、先ほど全てお話をした話なんですが、再度お話をいたします。

農林水産業債につきましては、林道城間線が認定にならなかったということで減額をしています。土木債につきましては、町道76号線、それから一渡戸大鳥線。

次に、教育債につきましては、小川小学校です。増改築ですね。大規模改修工事の費用。それから、総務債につきましては、地域交通ということで、デマンド交通関係、生活バス路線関係の起債ということでございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ありがとうございます。

それでは、今、企画財政課のほうから町債についてはあったんですが、もっと詳しく、デマンド交通と言ったのはいいんですけども、その内容的にやっぱり詳しく知りたいんですよ、何に使われるのか、デマンド交通の。そうじゃないと、ただデマンド交通と言われてもわからないし、小川小学校にどんな工事をやるのか、また、一渡戸とかあれは今やっていますからわかりますけれども、那須南病院の何に使われるのか、それを明らかにして、もっと具体的なあれを示していただきたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 総体的に申し上げますけれども、まず小川小学校整備事業関係につきましては約2億4,200万円経費がかかるわけなんです。そのうちの6,733万2,000円が国庫補助で出ます。そのほかの地方債ということで1億3,000万円。それから、先ほどの繰越明許のほうにもありますけれども、一般財源の4,466万8,000円という形で、細かく出しますとそのような形になります。

道路橋りょう関係ですと、町道改良舗装事業、一渡戸大鳥線ですけども、1億7,105万9,000円ということで4,000万円の地方債。一般財源で1億9,100万円という形になります。

それと、地方道路交付金の町道76号線ですね。これにつきましては9,648万円ということでございまして、3,000万円の地方債。過疎債等でございます。一般財源は1,110万円という形になります。

それから、那須南関係につきましては、病院の運営費に充てるということでございまして、その総体の運営費で負担金に入れていますので、ここでちょっと数字の持ち合わせはございませんが、2,580万円の起債という形になります。

以上です。

2番（益子輝夫君） 了解。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） 一般会計補正予算の14ページ、4の農林水産業費県補助金ということで、中山間地域グランドワーク活動等支援事業費というのがありまして、それに対して歳出のほうの19ページ、3の農業振興費のほうで26万というふうな計上がされているところですが、これについては具体的にどのようなものがある、どのようなものが採用されるのかどうか。その辺についてご説明いただきたいと思います。

それから、20ページなんですけど、農林水産業費、林業振興費、とちぎの元気な森づくり事業費816万円が減になっておりますけれども、その事業をやるに当たって採用されなかったのか、そういう状況が、減額の状況について教えていただければと思います。

特別会計もよろしいんですかね。特別会計は一緒にいいですか。

議長（鈴木和江君） 一緒に。

4番（鈴木雅仁君） 特別会計のほうの一番最後、水道事業会計補正予算の5ページ、先ほどの説明で、特別損失の中で過年度損益修正損147万7,000円というふうにあったんですが、これについて件数と事由というか、理由についてご説明いただければと思います。

以上、よろしくをお願いします。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） まず、歳入の14ページの15款2項4目の中山間地域グランドワーク活動支援事業費の60万についてなんですけど、これは県の補助金でございまして、これが地域ぐるみの農地の周辺の景観整備とか、地域の収穫祭等できるような施設ということで、それに伴う、景観形成とかに伴う苗の育苗とか、植栽のための育苗とか、そういう施設を建てるもので、パイプハウス30メートルが2棟、谷川地区でございまして。

それに絡んで、今度歳出のほうなんですけど、19ページ、5款1項3目の農業振興費が26万になっております。これで、先ほど企画財政のほうからの説明でグランドワークの事業も含まれてのことなんですけど、その内容につきましては、この農業諸費の主なものとしては、まず1つに、先ほどのグランドワークの活動支援事業費60万が歳出になっております。これが補正に含まれております。あと、がんばろう“とちぎ”緊急支援利子補給金、シイタケのつなぎ支援というか、県のほうの支援でございまして。その利息の補給、これは800円ぐらいです。あと、米放射能モニタリング検査で昨年、那珂川町の米のモニタリング検査を3戸の農家をお願いいたしました。それに対する検査の経費についての2万6,000円なんですけど、これを計上しております。あと、減額になっておりますのが、水田経営モデル条件整備事業といたしまして、これは団体のコンバインの購入費、これは県費の補助だったんですが、当初400万見ていたのが確定で359万ということで、40万5,000円の減になっております。

その辺のところを精査いたしまして、トータル的に26万という内容でございまして。

以上です。

議長（鈴木和江君） 上下水道課長。

上下水道課長（秋元彦丈君） 5ページの1款上水道事業費用の3項1目過年度損益修正損

でございます、簡単にいえば不納欠損でございますが、ちょっと今のところ、手元にちょっと何件はないんですが、個人の死亡とか事業所の倒産がちょっとあったもんですから、そういう関係で142万7,000円、東部地区が2万1,000円でございます。

あと、件数は後日、お知らせしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 答弁漏れがございました。

20ページの一般会計、歳出20ページで5款2項2目とちぎの元気な森づくり事業で816万の減という内容なんです、24年度、栃木の元気な森づくり事業で、元気な森づくりは整備と管理というのがございます。管理につきましては23カ所ございます。整備については5カ所でございます。これが最終的には執行した残でございます。あの要望箇所については全て進めている状況でございます。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

川上要一君。

10番（川上要一君） 一般会計23ページ、9款2項3目の小学校、先ほどから話がありましたが、小川小学校の大規模改修事業なんです、例えば障害児童に対する昇降機やスロープということは基本設計に入っているのかどうか、ちょっとお聞きします。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 現在設計業務に当たっておりますが、昇降機等については入っておりません。

議長（鈴木和江君） 川上要一君。

10番（川上要一君） これはあれですか、障害児童が入ってきた段階で国の予算というのは認めるということになっているんですか。ほかの学校なんか見てみますと、やはりそういう子が入ってきた段階でエレベーターをつくった、湯津上なんかもそうなんです、そういう新たなやっぱり事業になってしまうと思うんですよね。やっぱりこういう大規模のときにそういうものが入っていれば、より安くというか、効率的にできるんじゃないかなというように考えますが、どうでしょうか。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 今回、大規模改修の目的は、老朽化しているということで実施をいたしますので、その障害児の対応については今回考えておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

議長（鈴木和江君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第26号 平成24年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成24年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成24年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成24年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 平成24年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 平成24年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成24年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号～議案第41号の一括上程、説明

議長（鈴木和江君） 日程第19、議案第33号 平成25年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第20、議案第34号 平成25年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第21、議案第35号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第22、議案第36号 平成25年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第23、議案第37号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第24、議案第38号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第25、議案第39号 平成25年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第26、議案第40号 平成25年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について、日程第27、議案第41号 平成25年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上9議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第33号から議案第41号、平成25年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算を提案するに当たり、町政執行に当たって所信の一端を申し述べますとともに、予算案の要旨について説明申し上げます。

我が国の経済情勢は、昨年12月の政権交代で発足した安倍内閣の経済戦略による円安基調から株価が回復するなど、一定の明るい兆しが見え始めています。一方で、電力、ガス、石油などの輸入産業では、国民負担への転嫁が懸念されるところであります。また、中国や韓国などの外交的緊迫関係が長期化していることで、観光産業等にも影響が出ています。さらに、国債の大量発行など、国の財政規律は不透明なものとなっております。

まず、国の平成25年度予算であります。新政権発足後、平成24年度補正予算と一体となった15カ月予算と位置づけ、引き続き東日本大震災の復興に対応するため、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化に重点を置いて財政健全化目標に向けた第一歩としています。

地方財政対策では、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、財源の確保をすらしながらも、地方交付税を減額するとしております。また、東日本大震災分や防災・減災事業費、地域の元気づくり事業費は、通常収支とは別枠で確保するとしていますが、財源は国債の発行などであります。

続きまして、県の平成25年度予算であります。県では平成24年度に終了する「とちぎ未来開拓プログラム」において、収支の均衡目標がおおむね達成されたことから、平成25年度、新たな財政健全化取り組み方針の作成に着手しています。新年度予算は1.7%の減としながらも、復興と原子力災害対策への積極的な取り組み、新たな元気プランに掲げる安心、成長、環境の3つの重点戦略の着実な推進を図るとしてあります。

本町の予算編成の考え方ではありますが、平成25年度予算については、那珂川町総合振興計画後期計画の中間年として、計画の着実な実現を目指し、限られた財源の効率的、効果的な運用を基本に、選択と集中を徹底して、「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」の実現のため、でき得る限り予算に反映させた次第であります。

こうした考え方を基本に、「安全・安心な生活基盤の構築と費用対効果の再検証」をテーマに掲げ、編成作業を進めてきた結果、一般会計予算につきましては82億8,000万円となり、前年度に比較すると7億8,597万2,000円、10.5%の増となりました。この大幅増額の要因

は、昨年度予算での大型事業が少なかった反面、本年度は町道76号線の地方道路交付金事業費及び町道一渡戸大鳥線ほか6路線に取り組む町道改良舗装事業費の道路整備事業や学校教育の充実推進のため、学校施設整備事業費を増額するなど、基盤整備の充実を図るほか、新たに防災型太陽光発電システム整備事業費や菊池俊男奨学金の創設など、大型新規事業の計上によるものでございます。

また、一般会計に特別会計、水道事業会計を合わせた予算額は135億9,723万3,000円となり、前年度予算に比較すると8億3,683万3,000円、6.6%の増となります。特に介護保険特別会計は1億3,400万円、9.3%の増と2年連続で1億円以上の増額となり、一般会計からの負担も増加し、厳しい状況ではありますが、一層行財政改革を進め、町民福祉の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、予算の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入ではありますが、景気の動向や雇用情勢を踏まえ、個人町民税は前年度比1,600万円の増額を見込みました。また、法人町民税についても近年の実績を踏まえ、1,900万円の増を見込みました。

なお、たばこ税についても1,600万円の増収を見込まれましたが、固定資産税は昨年の評価替えの影響もあり、5,000万円の減収を見込みました。

地方交付税は普通交付税、特別交付税と合わせて前年度同額の30億円を計上いたしました。

また、国庫支出金は、地方道路交付金事業や浄化槽施設整備事業費の増額のほか、再生可能エネルギー導入促進支援対策事業費などにより、前年度に比較し9,110万9,000円の増となりました。

県支出金につきましても、生活バス路線運行費や里の“守”サポート事業による減額がありましたが、庁舎整備事業費として市町村合併推進体制整備費の増額により1,515万6,000円の増を見込みました。

基金繰入金につきましては、事業の確実な推進と町民生活への影響を極力避けるため、財政調整基金から4億8,000万円を庁舎整備事業費及び消防庁舎建設負担金などとして地域振興基金から1億2,000万円を繰り入れることといたしました。さらに、復興支援、防災対策事業に取り組むため、東日本大震災復興推進基金から4,000万円を繰り入れることとしました。

また、町債の発行額につきましては、防災型太陽光発電システム事業費や消防庁舎整備費負担金など、大型事業に取り組むため、前年度に比べ3億3,800万円の増となりましたが、

臨時財政対策債とあわせて交付税算入率の高い過疎対策事業債、合併特例債を有効に活用することとしました。

続きまして、平成25年度予算の主要施策について、新規事業、重点事業を中心に説明資料により説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、「安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり」であります。都市基盤の整備の土地利用・都市計画では、地籍調査事業として、馬頭地区と和見地区を継続して実施することといたしました。

町道改良舗装事業は、町道一渡戸大鳥線を含め7路線を整備することといたしました。

地方道路交付金事業は、平成24年度から着手しました町道76号線の改良工事を国の活性化事業とあわせて促進することといたしました。

公共交通網の整備では、デマンド交通システムの実証運行及び那須烏山市と共同運行している馬頭烏山線のバス運行は、町民の足の確保に成果を上げてきておりますので、引き続き運行することとしました。

生活環境基盤の整備、消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、常備消防、非常備消防の管理運営費に加え、南那須地区広域行政事務組合の消防庁舎整備事業費負担金、団員の安全対策事業として、防火服の購入に係る費用を計上いたしました。

また、災害復旧支援金は約900件を超える支給を完了しましたが、まだ被災住宅等の改修、改善が終了していない状況がありますので、引き続き予算計上したところであります。

5ページに入ります。

なお、本年度は防犯対策として試験的に防犯カメラの設置に要する費用を計上いたしました。

「笑顔あふれる元気で心あたかなまちづくり」の医療・保健の充実では、南那須地区広域行政事務組合病院費負担金を増額計上するほか、子宮頸がんなどの予防接種の支援や女性特有のがん検診推進事業、自殺予防対策を含む精神障害者居宅生活支援事業など、各種保健事業を実施いたします。

高齢者福祉・社会福祉の充実では、ひとり暮らしの高齢者等の緊急通報システム設置事業を充実するほか、介護予防事業、障害者福祉サービス事業を初め、各種の事業を実施いたします。

児童福祉・子育て支援の充実では、放課後児童クラブは平成25年度も継続して土曜日も開

所することとし、従来からの保育園の運営とあわせて、子育て支援事業を充実いたします。

6ページに入ります。

「人を育て未来を拓くまちづくり」の学校教育の充実は、菊池俊男奨学金を創設し、菊池氏のご遺志を継承し、人材育成を図ります。また、各小・中学校にメール配信システムを導入するほか、小学校には町独自にスクールカウンセラーを配置します。さらに、施設整備においては校舎トイレの洋式化を進めるほか、平成25年度から馬頭中学校体育館の新築工事に着手するための設計業務を委託する委託料を計上しました。

7ページに入ります。

生涯学習の充実では、町民のための各種講座や研修会、町民スポーツの振興や団体の育成を図るための経費を計上いたしました。

文化の振興では、郷土資料館運営の充実や芸術文化活動の充実、各種文化団体の育成に取り組んでまいります。

国際交流の推進では、青少年海外体験学習事業として、引き続きアメリカ合衆国ホースヘッズ村に団員を派遣するほか、国際理解活動の充実を図るため、国際交流事業を推進してまいります。

「人がにぎわい活力あるまちづくり」の農林業の振興では、農業団体等を支援するとともに、青年就農者の支援をする給付金事業に取り組めます。

8ページに入ります。

基盤整備事業としては、西の原地区の農業基盤整備促進事業及び健武、和見、北向田等の中部中山間地域総合整備事業に取り組めます。

また、農地・水・環境保全向上対策事業、イノシシ肉加工施設運営事業や森林保全のための森林整備地域活動支援交付事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業、水産業振興のホンモロコ養殖事業補助などを継続して実施いたします。

商工業の振興では、離職者等の緊急的な雇用の場の提供を支援する緊急雇用創出事業を継続することといたしました。

また、従来から実施しております中小企業融資資金預託金により、企業の資金繰り等の支援に努めるほか、商工業の振興を支援してまいります。企業誘致活動では、企業立地を促進するため、企業立地奨励金、雇用促進奨励金制度の経費を計上し、産業の振興と雇用の創出を図るとともに、企業訪問等を積極的に行ってまいります。

観光の振興では、各観光施設の維持管理経費を計上するとともに、観光協会と連携し、道

の駅、地域情報発信施設を中心とした観光や地域情報のPRのための経費などを計上いたしました。さらに、地域ブランド認定事業といたしまして、農業・商工・観光連携のもと、温泉トラフグ、八溝ししまる、ホンモロコなど、地域生産品の付加価値向上のために各種のブランド化の推進についても取り組んでまいります。

地域間連携・交流の促進では、愛荘町、美郷町のほか、新たに観光交流都市協定として「ふくろう協定」を昨年3月に提携した豊島区との交流を図り、積極的に誘客活動を推進いたします。

9ページに入ります。

「豊かな自然と共生するまちづくり」では、不法投棄対策に取り組むとともに、生活環境の保全ではし尿処理対策、ごみ収集対策の経費を計上いたしました。

「改革への道」では、本年度の庁舎整備事業費は、基本計画作成等の経費を計上いたしました。なお、本事業については整備計画が固まった段階で予算措置を講じたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

住民参加の協働の推進では、交流人口の増加のための対策として、昨年に引き続き、地域版プラットフォーム事業、限界集落対策として里の“守”サポート事業実践活動モデル事業に取り組むことといたしました。また、並行して、協働によるまちづくりを推進するため、モデル地区に助成を行うとともに、平成21年度から実施しているメディアアーツとの学官連携事業では、各種関係団体との連携を強化し、産学官連携事業として充実させることといたしました。

「まちづくりの三大重点プロジェクト」のうち自然・環境との共生推進プロジェクトでは、新たに小川総合福祉センターを緊急災害時の拠点とするために、蓄電装置を備えた防災型太陽光発電システム整備事業に取り組めます。また、引き続きマイバックキャンペーンにより、レジ袋削減の意識向上に努めるとともに、太陽光発電等設備導入事業の継続のほか、町内防犯灯のLED化事業や庁用車への電気自動車の導入により、自然エネルギー活用の普及啓発及び地球温暖化防止に努めることといたしました。

10ページに入ります。

次に、特別会計予算について説明いたします。

まず、ケーブルテレビ事業特別会計であります。予算額は3億8,000万円で、前年度と比較して2,500万円、7.0%の増となりました。その要因は、新たに防災告知端末電話設置事業を実施して、緊急時の通信網の確保と町内無料電話の普及促進を図るものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額は21億8,800万円で、前年度に比較して800万円、0.4%の増となりました。療養給付費のほか、後期高齢者支援金等であります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額は1億8,900万円で、前年度に比較して800万円、2.6%の減となりました。後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。

次に、介護保険特別会計であります。予算額は15億6,800万円で、前年度に比較して1億3,400万円、9.3%の増となりました。介護サービス給付、介護予防サービス給付等が主なものであります。

次に、下水道事業特別会計であります。予算額は3億1,000万円で、前年度に比較して1,900万円、5.8%の減となりました。施設の維持管理費のほか、馬頭地内の管渠工事を進めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。予算額は4,700万円で、前年度同額となりました。施設の維持管理が主なものであります。

11ページに入ります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。予算額は1億8,700万円で、前年度に比較して400万円、2.1%の減となりました。施設の管理運営を中心に配水管布設替え工事等の経費を計上いたしました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

予算額は4億4,823万3,000円で、前年度に比較して8,813万9,000円、16.4%の減となりました。上水道事業においては、田町地内ほか配水管布設替工事等、東部地区簡易水道事業においては、盛泉地内ほか配水管布設替工事などを予定しております。

以上、各会計の予算につきましてその大要を申し上げますが、一般会計においては、平成25年度に実施予定であった馬頭小学校体育館耐震補強、大規模改修工事約1億3,750万円については、平成24年度の国の経済対策を活用し、前倒しして実施しているほか、3月補正予算においても農業基盤整備促進事業費、地方道路交付金事業費、小川小学校施設整備費など、経済対策予算を計上しておりますので、ご理解願いたいと思います。

本年も予算の執行に当たりましては、現在の厳しい財政状況を認識し、第2次行財政改革推進計画に沿った経常経費の節減、事務事業の見直しなど、改革を積極的に推進することになります。多種多様化する行政需要に速やかに対応するため、弾力的かつ効率的な運用を図ってまいります。

私の公約であります「みんなで考え行動するまちづくり」を基本として、事務事業の円滑な執行に向け、全職員が一丸となって努力してまいり所存でありますので、議員の皆様におかれましても建設的なご意見、ご提言をいただき、町政発展のためご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、私の所信の一端と、平成25年度予算の提案理由の説明とさせていただきます。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

予算審査特別委員会の設置、付託

議長（鈴木和江君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号から議案第41号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第41号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

ただいま議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって本日本会議終了後、直ちに予算審査特別委員会を議場に招集します。

休会について

議長（鈴木和江君） お諮りいたします。

中学校の卒業式、休日及び予算審査特別委員会開催のため、3月7日から3月13日までの7日間は本会議を休会としたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、3月7日から3月13日までは本会議を休会とすることに決定しました。

3月7日から3月13日までは、本会議を休会とします。

散会の宣告

議長（鈴木和江君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時57分